

有田市ひきこもりサポート事業実施要綱を次のように定める。

平成 31 年 3 月 29 日

有田市長 望月良男

有田市訓令第 30 号

### 有田市ひきこもりサポート事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。）第 7 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、ひきこもり状態にある者の自立の支援を推進することを目的に、ひきこもりサポート事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、有田市とする。ただし、次に掲げる要件を満たすものであって、市長が適当と認めるものに、事業の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 事業を適切、公正、中立、かつ、効果的に実施できること。
- (2) 事業の趣旨を十分に理解していること。
- (3) 事業を健全に遂行できるに足りる人員及び財政的基礎を有すること。
- (4) ひきこもり状態にある者への支援又は相談支援の実績があること。
- (5) 個人情報取扱いについて、適切な保護措置を講じていること。
- (6) 関係法令等を遵守するとともに、市及び関係機関と連携、協力して事業を実施できること。

(暴力団員等と関係を有する事業実施者の排除)

第 3 条 市長は、前条の規定による委託を受けたもの（以下「受託者」という。）が、有田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 12 号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するものであると認めた場合は、直ちに当該事業委託を中止し、必要に応じて、当該支援対象者に対し他の支援の適用を検討するものとする。

(対象者)

第 4 条 事業の対象者は、本市に在住する者であり、ひきこもり状態にある者とその家族及び支援者とする。

(事業の内容)

第 5 条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) ひきこもり相談・支援機関に関する情報発信

- (2) ひきこもり相談窓口の設置
  - (3) 居場所の提供
  - (4) 自立・就労コーディネート
  - (5) その他市長が必要と認める支援
- (実施日及び実施時間)

第6条 事業の実施日及び実施時間は、毎週月曜日から金曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(利用料等)

第7条 事業を利用した場合の利用料は、原則として無料とする。ただし、利用者から負担を求めることが適当であるものの実費相当額は、利用者の負担とする。

(秘密の保持)

第8条 事業に従事した者は、事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護及び漏えい防止に関して周知徹底を図らなければならない。

2 受託者の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その受託業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。契約期間終了後も、また同様とする。

(実施状況の報告)

第9条 受託者は、本市が別に定める様式により、毎月の事業実施状況を翌月10日までに、市長に報告しなければならない。

(実施状況の聴取)

第10条 市長は、必要に応じて、受託者から事業の実施状況について聴取を行うことができる。

(事業の完了報告)

第11条 受託者は、受託を受けた事業を完了したときは、有田市が定める様式により、受託年度終了後30日以内に、市長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。